平成２８年（フ）第３２０８号
大阪市都島区都島本通３丁目16番26号　あやなす荘211号
債務者　杉浦　政貴
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３１４号
大阪府高槻市牧田町７番54―408号
債務者　遠矢　洋子（旧姓山元）
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３８０号
大阪市生野区林寺４丁目５番９号　フォレストコート　102号室
債務者　草間　智英
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３８１号
大阪府豊中市豊南町南６丁目６番12号
債務者　山本　新次
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４４１号
大阪府豊中市旭丘６番６―305号
債務者　村上　武志
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６９６号
大阪市住吉区清水丘３丁目３番19号　アバンサール清水丘　501号、前住所大阪市生野区桃谷３丁目８番23号シャーメゾンＭｉｙｕｋｉ202号室
債務者　金本貴涼こと　ＢＡＥ　ＫＷＩＲＹＡＮＧ　**袞**　貴涼
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７２６号
大阪市西成区花園北１丁目３番15号　山田荘３階、前住所大阪市浪速区恵美須西３丁目６番７号　第三大隅アパート　405号
債務者　濱嵜　政子（旧姓中岡・阪上）
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７５１号
大阪市西淀川区野里１丁目７番38号
債務者　笹田　晴美（旧姓榎本）
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７８１号
大阪府吹田市山田西１丁目23番Ａ11―917号
債務者　中西ひろみ
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７９３号
大阪市平野区加美北３丁目８番28―308号
債務者　坂本久美子
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８１６号
大阪府八尾市北本町３丁目８番17号
債務者　森岡　宣也
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８４９号
大阪府東大阪市衣摺１丁目12番19号　ロイヤルレジデンス　201号
債務者　伏原　利哉
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８６４号
大阪府東大阪市稲田本町１丁目８番21号　村田マンション　101号
債務者　宮首　春男
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８６５号
大阪府東大阪市稲田本町１丁目８番21号　村田マンション　101号
債務者　宮首　和美
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８７６号
大阪市淀川区宮原２丁目１番42―201号
債務者　明星　勝政
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８９０号
大阪市阿倍野区西田辺町１丁目20番40号トーヨーマンション103号
債務者　吉田　信子
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８９７号
大阪市住吉区我孫子東２丁目４番26―503号
債務者　川崎　義隆
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部